

平成28年第1回市議会定例会（3月） 教育民生常任委員会 審査報告

平成28年 3月17日
委員長 湊 貴 信

教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりましたのは、初日付託分を除き、条例案9件、補正予算案8件、平成28年度予算案6件、陳情1件の計24件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えました25件の審査結果については、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、条例案であります。

議案第7号「犯罪被害者等見舞金支給条例の制定について」は、生活の安定と精神的被害の軽減を図るため、犯罪行為による遺族や被害者に対しての見舞金支給に必要な規定を定めようとするものであります。

次に、議案第22号「税条例等の一部を改正する条例案」は、地方税法の改正に伴い、徴収及び換価の猶予の申請手続き等を定めようとするものであります。

次に、議案第23号「学童保育施設条例の一部を改正する条例案」並びに、議案第37号「大内中学校セミナーハウス条例を廃止する条例案」は、平成27年に閉校した旧大内中学校のセミナーハウスを、本年4月開校の大内小学校の大内学童クラブとして転用しようとするものであります。

次に、議案第28号「ポートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例案」は、ポートやカヌーの利用時間の実態にあわせ、施設使用料単価を4時間単位から1時間単位に改めようとするものであります。

次に、議案第29号「体育館条例の一部を改正する条例案」は、直根体育館を、議案第30号「運動公園条例の一部を改正する条例案」は、岩城屋内運動場をそれぞれ用途廃止しようとするものであります。

次に、議案第35号「本荘あすなろ児童遊園条例を廃止する条例案」は、本荘あすなろ児童遊園を、児童福祉法の基準に基づく児童厚生施設から、一般の児童遊園に変更しようとするものであります。

次に、議案第38号「セミナーハウス条例を廃止する条例案」は、市役所分庁舎として活用するため、本荘地域のセミナーハウスを用途廃止しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました9件の条例案については、いずれも本年4月1日を施行期日とするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算案についてご報告申し上げますが、今回の補正は、全般的に事業費確定や年度末精査によるもの及び人件費であり、それ以外の主な内容をご報告申し上げます。

初めに、議案第48号「一般会計補正予算(第14号)」について、当常任委員会が審査いたしましたのは、歳入1款、4款、12から18款、20款、21款、歳出二から5款、7款、10款及び繰越明許費10款であります。

歳入1款市税は、市民税の追加や固定資産税の減額、4款は、配当割交付金の追加であります。

12款分担金及び負担金は、老人保護及び保育所入所者負担金の減額、13款使用料及び手数料は、墓地公園や焼却場使用料の追加であります。

14款国庫支出金は、子ども・子育て支援交付金や保育所等整備交付金、15款県支出金は、保育所運営費負担金及び地域子ども・子育て支援事業費補助金の追加であります。

16款財産収入は、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入、17款寄附金は、交通安全対策費寄附金及び「レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」寄附金の追加であります。

18款繰入金は、後期高齢者医療特別会計繰入金、20款諸収入は、市税の延滞金、21款市債は、スクールバス運行事業債の追加であります。

次に、歳出2款総務費では、1項総務管理費、2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費における、事業費確定や年度末精査による補正であります。

3款民生費、1項社会福祉費は、特別会計への繰出金のほか、福祉医療支給事業費や障がい者総合支援費、2項児童福祉費は、児童福祉事務費や保育所入所措置事業費の追加であります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、母子保健事業費における不妊治療費助成金の追加、2項清掃費は、事業費確定や年度末精査による減額であります。

5款労働費は、矢島勤労青少年ホーム管理費、7款商工費は、消費者保護対策事業費の減額であります。

10款教育費の各項は事業費確定や年度末精査による減額であります。

また、繰越明許費では、10款教育費において、東由利中学校改築事業、社会教育施設整備事業及び東由利野球場改修事業の年度内事業完了が困難であることから、平成28年度に事業費を繰り越すため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第49号「国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」は、

歳入では、財政調整基金繰入金の減額、歳出では、保険給付費や高額医療費共同事業拠出金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ1億9193万8千円を追加し、総額を115億8345万2千円にしようとするものであります。

次に、議案第50号「後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入では、一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ741万6千円を追加し、総額を7億5816万円にしようとするものであります。

次に、議案第51号「診療所運営特別会計補正予算（第4号）」は、歳入では、県補助金であるへき地診療所運営費補助金の追加、一般会計繰入金及び診療所整備事業債の減額、歳出では、各診療所の運営費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ840万7千円を追加し、総額を4億2030万1千円にしようとするものであります。

また、地方債では、診療所整備事業の起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第52号「受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）」は、歳入では、繰越金、歳出では、基金積立金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ133万3千円を追加し、総額を1238万7千円にしようとするものであります。

次に、議案第55号「奨学資金特別会計補正予算（第1号）」は、歳入では、貸付金元金収入の追加及び基金繰入金の減額、歳出では、基金積立金の追加及び貸付金の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ121万4千円を減額し、総額を7267万9千円にしようとするものであります。

次に、議案第56号「介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）」は、歳入では、繰越金、歳出では、予備費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ6040万9千円を追加し、総額を8億505万9千円にしようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました7件の一般会計及び特別会計補正予算案については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第81号「一般会計補正予算（第15号）」について、当常任委員会が審査いたしましたのは、歳入15款、歳出2款、繰越明許費2款及び債務負担行為であります。

歳入15款県支出金は、個人番号カード交付事業費補助金、歳出2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費は、地方公共団体情報システム機構交付金の追加であります。

なお、この個人番号カード交付事業は、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費を追加しようとするものであります。

また、債務負担行為では、平成27年度から10年間、

8億8198万9千円として設定されていた本荘清掃センター運転管理業務委託において、予定されていた平成28年度当初からの業務委託契約の入札無効に伴い廃止するものであります。

以上、ご報告申し上げました一般会計補正予算案については、次の意見を付して、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

意見。

本荘清掃センター運転管理業務については、これまで慎重に検討を重ね、本年4月から9年間の業務委託契約に向け、公募型プロポーザル方式による契約手続きを進めていたとのことである。

しかしながら、落札決定の直前において、各候補者の提案書の内容や評点の情報漏えいが判明し、その後入札の無効が決定し、本補正予算案での債務負担行為廃止の提案に至ったものである。

この経緯を踏まえ、今後は入札事務を含めた情報管理を徹底し、同様の事案が発生することのないよう、適切な事業執行に努められたい。

続いて、平成28年度予算案についてご報告申し上げます。

初めに、議案第65号「一般会計予算」について、当常任委員会が審査いたしましたのは、歳入1款、4款、5款、7款、11から18款、20款、21款、歳出二から5款、7款、10款、継続費4款及び債務負担行為であります。主なものをご報告申し上げます。

自主財源の根幹である歳入1款市税は、人口減少や固定資産評価額の下落などにより、前年度比で2・3パーセント、約1億8300万円の減、一般会計の歳入全体に占める割合は16・5パーセントであります。

4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金及び7款ゴルフ場利用税交付金は、それぞれ前年度と同額、11款交通安全対策特別交付金は100万円の減であります。

12款分担金及び負担金は、老人保護及び保育所入所者、児童クラブ等保護者の各種負担金、13款使用料及び手数料は、焼却場使用料及び指定収集袋によるごみ処理手数料であります。

14款国庫支出金は、障がい者自立支援や子どものための教育・保育給付費、児童手当及び生活保護費などの負担金や臨時福祉給付金給付事業費補助金のほか、国民年金事務取扱費委託金であります。

15款県支出金は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定制度負担金や福祉医療費補助金、地域医療介護総合確保基金事業交付金のほか、県民税徴税费委託金であります。

16款財産収入は、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入、17款寄附金は、ユーラスエナジー地域貢献寄附金、18款繰入金は、医師確保奨学資金貸付基金繰入金であります。

20款諸収入は、指定管理開始に伴う特養運営費貸付金などの元利収入や特養指定管理者納入金及び地域支援事業受託収入、21款市債は、文化施設等整備事業を初めとする各事業債であります。

次に、歳出2款総務費は、本荘、矢島、東由利地域の地籍調査事業及び個人番号カードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービス事業のほか、交通安全対策、防犯対策、市民相談及び戸籍住民基本台帳に係る経費であります。

3款民生費は、福祉医療費支給事業において、所得に関わらず中学生までの医療費を無料とする拡大事業、低所得の高齢者等を対象とした年金対象者等支援臨時福祉給付金給付事業及びチェック機器を導入し認知症の早期発見を図る認知症高齢者見守り事業のほか、介護保険、後期高齢者医療、障がい者総合支援、保育所入所措置、児童手当給付及び生活保護に係る経費であります。

4款衛生費は、健康をテーマとした交流拠点、健康の駅推進事業、ウエーブ岩城屋根防水改修事業、矢島鳥海サテライトセンター整備事業及び消化器がん予防・検診・治療学講座のほか、各種検診や予防接種に係る経費、塵芥収集費、各ごみ処理施設に係る経費及びし尿処理施設に係る分担金が主なものであります。

5款労働費は、矢島勤労青少年ホームの管理費、7款商工費は、消費者保護対策事業に係る経費であります。

10款教育費は、小中学校指導要録管理システム導入、西目中学校大規模改修、仮称北部学校給食センター、石沢地区多目的集会施設及び民俗芸能伝習拠点施設整備の各事業費のほか、幼稚園、小・中学校、各教育・体育施設等の管理運営に係る経費が主なものであります。

次に、継続費では、4款衛生費において、鳥海矢島サテライトセンター整備に係るごみ処理施設整備事業費を、平成28、29年度の総額2億4900万円として設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為では、子育て支援サイト・アプリプラットフォーム使用料の限度額を平成29年度で198万円、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償の限度額を、平成28から35年度まで、利子補給については、償還利子五パーセント以内の利子補給額を、損失補償については、金融機関融資額の十パーセントに相当する額をそれぞれ設定しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました平成28年度一般会計予算については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第66号「国民健康保険特別会計予算」は、歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比7億2190万8千円減の105億4681万4千円にしようとするものであります。

次に、議案第67号「後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入では、保険料及び一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金

が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比1046万円増の7億6039万5千円にしようとするものであります。

次に、議案第68号「診療所運営特別会計予算」は、歳入では、診療収入及び一般会計繰入金、歳出では、各診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比2196万2千円減の3億5543万3千円にしようとするものであります。

次に、議案第69号「受託施設休日応急診療所運営特別会計予算」は、歳入では、診療収入及び診療所受託事業収入、歳出では、診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比27万6千円減の1074万1千円にしようとするものであります。

次に、議案第71号「奨学資金特別会計予算」は、歳入では、基金繰入金及び貸付金元金収入、歳出では、継続及び新規を含めた145人分の貸付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比119万2千円増の7508万5千円にしようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました5件の平成28年度特別会計予算については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書提出についての陳情」は、スポーツ時に脳しんとうを受傷していないかどうかを評価するためのツール「ポケットSCAT2」の携帯の義務化や対応方法の周知、医療連携体制の構築、地方自治体へ対応できる職員を配置した相談窓口の設置などについて、関係機関に対して意見書の提出を求める陳情であります。

当委員会では、脳しんとうかどうかを評価するツールである「SCAT2」及び「SCAT3」の内容の調査及び関係する各所管課より事案発生時の対応等について聞き取るなど慎重に審査した結果、「本市においてはそれらの対応への救急搬送時のマニュアルもあり、SCAT2及びSCAT3を義務付けられると救急搬送要請が遅くなるなどの影響が出るおそれもあることから、迅速な救急搬送が求められる現場では評価ツールの義務化は必要ないのではないか」との意見があり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。次に、継続審査中の平成27年陳情第13号「必要な医療・介護が受けられ安心して暮らせる年金制度など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情」は、医療、介護の保険料と自己負担の引き下げや施設確保、最低保障年金の創設などについて、関係機関に対して意見書の提出を求める陳情であります。なお審査を要するとして、全会一致で継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。